

ファカルティ・デベロップメント委員会規程

平成20年12月18日
評議会 決定

(目的)

第1条 この規程は、大学設置基準第25条の2および長野大学学則第1条の3の規定に基づき、教育・研究活動に従事する教員およびそれを支援する職員（以下「教職員」という。）の専門能力の組織的開発（以下「FD」という。）を促進するため、長野大学にファカルティ・デベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その円滑な運営を行うために必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する学長特別補佐
 - (2) 事務局長
 - (3) 学長が指名する教職員
- 2 学長は、必要に応じて、学外の有識者を委員に委嘱することができる。
 - 3 委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。
 - 4 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 第1項第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前項に定める委員については、再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育・研究活動の組織的改善に関する事項
- (2) 教員の教育・研究活動および職員の教育・研究支援活動にかかる専門能力向上のための研修計画立案・実施・分析に関する事項
- (3) 学生による授業評価の企画・実施・分析に関する事項
- (4) 学外者（卒業生を含む。）によるFDの評価に関する事項
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(学生ワーキング・グループ)

第4条 委員長は、委員会のもとに、学生参加のワーキング・グループ（以下「学生ワーキング・グループ」という。）を組織することができる。

- 2 前項の学生ワーキング・グループの組織、運営については別に定める。

(委員会の招集および運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立するものとする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、第3条第3号の審議にあたり、学生ワーキング・グループに会議への出席を求め、その意見を反映させるものとする。
- 6 学長は、必要に応じて委員会に出席して意見等を述べることができる。

(議事録)

第6条 委員会は、議事録を作成し保管しなければならない。

(報告および提案)

第7条 委員長は、審議事項のうち特に重要と認める事項を学長に報告するものとする。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会の意見を学長に提案することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局教育支援課が担当する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、評議会の承認を得なければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が学長と協議して定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月18日から施行する。
- 2 ファカルティ・デベロップメント推進室要綱（平成19年3月29日制定）は、廃止する。